

多面的機能支払交付金 長寿命化工事実施手順と 事務手続き

福島県農村振興課
令和6年6月

長寿命化工事の実施フロー

①施設の機能診断

②長寿命化の実施について活動組織内の合意形成

③施設所有者・施設管理者との協議

④見積徴収

※ここまでは、交付申請する前年までに行う準備です

⑤活動計画の作成

⑥活動計画認定申請（活動組織→市町村）

⑦活動計画の認定（市町村→活動組織）

※⑥～⑨実施フロー項目のみ

⑧交付申請（活動組織→市町村）

⑨交付決定（市町村→活動組織）

⑩工事契約・工事の実施

⑪完成検査

⑫財産の管理・譲渡等

①施設の機能診断

組織で管理している水路などの施設について、機能診断を行い、どの施設について、どれくらい、どのような工事が必要か、記録を残して判断します。

工事の内容を決定する大切な段階です。



点検活動・機能診断記録票(水路)

日報番号 ()

実施年月日 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

活動組織名 ○○○

調査者氏名 印/サイン

確認エリア(集落等)

区分	項 目	判定記録 (異常)			備 考 (詳 細)
		なし	一部あり	あり	
点検	土砂・泥・ゴミ等の堆積	☐	☐	☐	
	その他	☐	☐	☐	

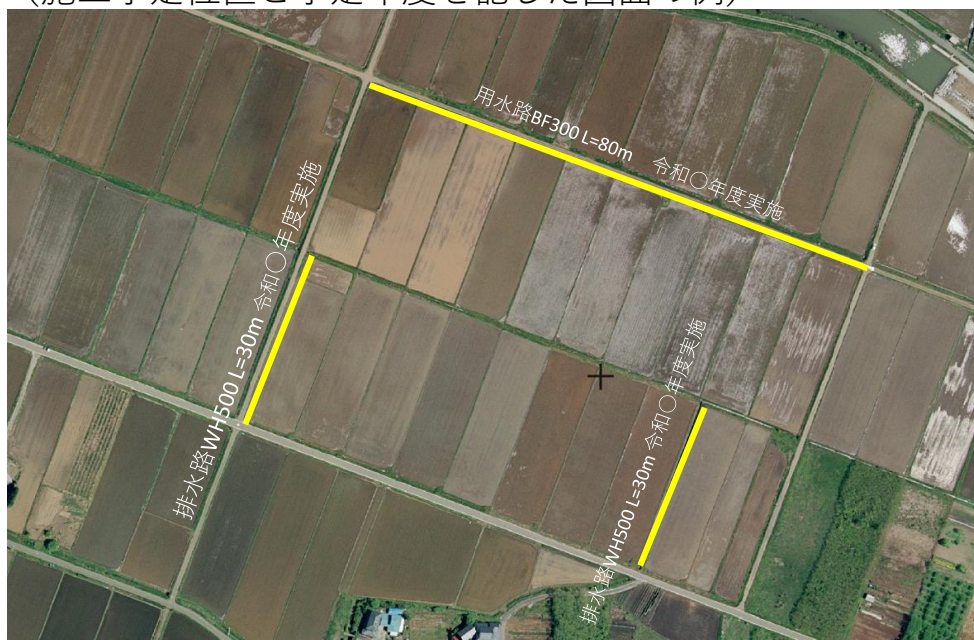
区分	施設・箇所	判定材料	判定記録 (異常)			備 考 (詳 細)
			なし	一部あり	あり	
機能診断	コンクリート水路	全般	沈 下	☐	☐	☒ 大字○○地内13-1~20番地前の水路が沈下しており、水が滞留している
		目地	劣化・破損・ズレ	☐	☒	
		表面	劣化・ひび割れ	☐	☒	
		側壁	破損・はらみ	☒	☐	
		裏込	浸食・吸出し	☒	☐	
		法面	浸食・漏水	☒	☐	
		付着物	藻・草付着	☒	☐	
		掃	破損・サビ	☐	☐	
		蓋類	破損・劣化	☐	☒	コンクリート蓋が破損しているところがある
		その他		☐	☐	
	土水路	全般	浸食・崩壊	☐	☐	
		その他		☐	☐	
	ゲート類	全般	サビ・腐食	☐	☐	
		ハンドル	操作具合	☐	☐	
		水密ゴム	漏水・劣化	☐	☐	
		その他		☐	☐	

メモ (特に気づいたこと)
大字○○地内13-1~20番地前、30番地前~40番地前の延長約80メートルについて、水路の沈下や劣化が見られるため、改修が必要。水路の大きさは幅60cmの排水路。

②長寿命化の実施について活動組織内の合意形成

機能診断結果をもとに、組織内で工事の実施内容や実施順等について合意形成を図ります。

(施工予定位置と予定年度を記した図面の例)



③施設所有者・施設管理者との協議

水路、農道、ため池などの施設には、土地の所有者や施設の管理者がいます。工事を実施する前に、所有者や管理者を確認し、工事についての協議を行っておく必要があります。

個人の財産である場合

→共同活動で実施することが妥当なのか、検討します。

市町村が所有者または管理者の場合

→対象施設の管理を担っている部署や財産管理している部署に事前協議を行い、工事施工後の確認検査、財産の取扱や譲渡に必要な書類等（平面図、構造図、出来形図等）について確認します。

土地改良区が所有者または管理者の場合

→「工事に関する確認書」(実施要領様式第1-5号)にて確認し、市町村へ提出します。また、譲渡に必要な書類を確認しておきます。

「工事に関する確認書」は、活動の手引きP.32（R5.6月）を参照してください。

！長寿命化のため池の工事を予定している場合！

近年の大雨で多くの農業用ため池が決壊し人的被害を含む甚大な被害が発生したことから、ため池に関する2つの法律が施行されました。

ため池に関する工事は、国の設計基準に基づく改修でなければならない場合や県知事の許可が必要な場合があるため、予定している工事内容について、必ず事前に市町村担当者に確認をお願いします。

法律名	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法
内容	施設の所有者等（所有者、管理者）や行政機関の役割分担や責任の所在を明らかにした	防災工事を重点的に推進するため、国が必要な財政措置等を行うことが規定された
決壊時に下流に影響を及ぼすため池	特定農業用ため池（防災重点農業用ため池のうち個人や土地改良区等が所有及び管理する池）	防災重点農業用ため池
ため池工事を行う場合	特定農業用ため池で、堤体の掘削などを行う場合は <u>県知事の許可を得る必要</u> がある（第8条行為の制限）	防災重点農業用ため池は、国・地方公共団体が管理しているため、管理者がため池設計基準に基づき改修等を行う
注意点	活動組織が長寿命化で該当ため池の活動を予定している場合は県に協議	市町村等が管理する防災重点農業用ため池は、 安全面から管理者以外の工事を想定していない

(2) 行為制限

- ◆ 特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、都道府県知事の許可等が必要。

→ 国や地方公共団体が行う場合は協議

チェック 許可が必要な行為

農業用ため池の堤体に直接行う行為や、堤体の構造と密接に関わっている部分を行う行為で堤体の安全性を確認する必要があるものは、許可の対象となります。

- 1) 堤体の掘削、切土、盛土、竹木の植栽
- 2) 水底の掘削
- 3) 岸の形状の変更
- 4) 取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止

チェック 許可が必要な行為に該当しないもの

次の場合には許可が必要な行為に該当しません。

- 1) 土地改良法に基づく土地改良事業
- 2) 防災工事として行う場合
- 3) 非常災害のため必要な応急措置
- 4) 修繕や堆積土砂のしゅんせつ等の管理に係る行為
- 5) 安全性の調査に係る行為（ボーリング等）
- 6) 河川法に基づく河川工事等（施行規則に定めのあるもの）



農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第8条

農林水産省HP 農業用ため池の管理及び保全に関する法律リーフレットより抜粋

※特定農業用ため池＝防災重点農業用ため池のうち
国・地方公共団体以外が所有管理するため池

④見積徴収

正当な価格で工事を実施するため、3者以上の見積をとります。

施設所有者・施設管理者との協議で必要となった書類の作成について、施工業者と打合せしてください。

①施設の機能診断～④見積徴収までは、長寿命化を実施する前年度までに行います。長寿命化を実施したい年度に、以下の手続きを行います。

- ⑤活動計画の作成
- ⑥活動計画認定申請
- ⑦活動計画の認定
- ⑧交付申請
- ⑨交付決定

⑤活動計画の作成

- ・活動組織は、様式第1-3号活動計画書の（別紙1）Ⅱの3の（3）の資源向上支払（長寿命化）に「施設区分」「活動項目」「活動内容」などを記載します。
- ・工事1件あたり200万円以上になることが明らかな場合は、「長寿命化整備計画書」を提出します。
→実施要領 様式第1-4号

様式第1-3号（別紙1）Ⅱの3の（3）

（3）資源向上支払（長寿命化）

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの活動項目を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。

※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

活動内容			延べ数量 (単位はkmか 箇所を選択)	年度計画				
施設区分	活動項目	内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目

様式第1-4

(様式第1-4号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

○年○月○日

組織名: _____

長寿命化整備計画書

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな活動について、下記に記載してください。なお、1つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

（1）施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置 年度	改修 年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの 概算事業費	備考
1										
2										

！工事1件あたり200万円以上の活動を実施する場合！

※200万円以上の工事の場合、原則として他の国庫補助事業を優先してください。各種事業については、市町村及び農林事務所へ問い合わせください。

（2）工事1件当たり200万円以上の活動を実施する場合

① 基本的考え方

福島県においては、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の工事1件当たりの費用は原則200万円未満とする。

地区状況により工事1件当たりの金額が200万円以上になる場合、市町村は活動組織が作成する長寿命化整備計画書の内容を下記要件に基づき審査したうえで、認定の可否について判断する。

② 要件

200万円以上の工事実施については、上限額を1,000万円未満とし、以下の要件のいずれかを満たすものについて、県と協議のうえ市町村が承認する。また、県による技術的な指導（工法選定の適否助言、検査等）を工事前及び完了確認時に受けるものとする。

- ・対象施設の緊急度を踏まえ、農業農村整備事業管理計画の優先順位を見直しても、予算規模等から5年以内の事業化が困難な場合。
- ・適用可能な事業がない場合。

← 県要綱基本方針より一部抜粋

4 資源向上支払交付金
（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

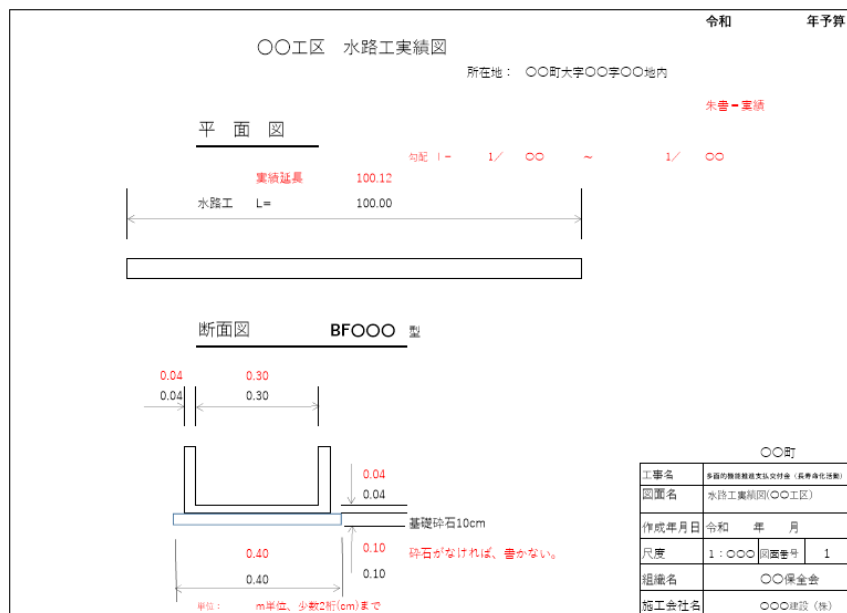
⑩工事契約・工事の実施

⑪完成検査

- ・ 工事を実施したら、完成図書（施工写真や図面など）を施工業者から受け取り、見積の内容どおり（例：水路であれば、水路の規格や延長）に施工されているか、現地にて確認します。
- ・ 一部直営施工又は直営施工として交付金を交付されている場合は、直営施工した内容の記録や写真などを整理しておきます（直営施工の場合、直営施工しない場合よりも交付金が多い※です。直営施工の部分を確認できない場合、交付金返還となる場合もありますので、確認できる書類を残しておく必要があります。）。

※多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の（2）による

工事完了時に施工業者から受け取る「出来形図（実績図）」の記載例



⑫財産の管理・譲渡等

- ・交付金を使って整備した水路等の施設は、財産となります。
財産の詳細を明らかにしておくため、財産管理台帳（様式第1-10号）に記載します。
- ・所有者が土地改良区等の施設を協議を経て改修した場合、速やかにその財産を元の所有者に譲渡する必要があるがあります。③施設の所有者・施設管理者との協議の時点で、譲渡をどのようにするか決めておきます。

実施要領様式第1-10号

（様式第1-10号）

【活動組織が作成・保管するもの】

農林水産省様式

財 産 管 理 台 帳

市町村名		対象組織名		活動期間		年度		～		年度				
事業の内容				工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		備考
名称	工種構造・規格	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (単位:円)	経費内訳(単位:円)			耐用年 数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
							国費分	地方費分	その他					

ここの記載方法について、
次ページで説明します

耐用年数と財産の処分制限期間について

活動の手引き P.44～45に財産の耐用年数の表が掲載されています。例えば、コンクリート製水路であれば17年となっています。工事完了から耐用年数が満了するまでが処分制限期間となります。

■ 活動の実施・記録

財産の耐用年数について

○多面的機能支払交付金における財産の耐用年数の例
(農林畜水産業関係補助金等交付金規則別表(第5条関係)を参照)

財産の名称、構造等	具体例	耐用年数 (年)
構築物		
農林業用のもの		
主としてコンクリート造、れんが造、石造又は物品ブロック造のもの		
その他のもの	コンクリート製水路、現場打ち水路、農道側溝の蓋(コンクリート二次製品)	17
主として金属造のもの	ゲート、バルブ、金網フェンス、鳥獣害防護柵(電気柵)	14
主として木造のもの	水田排水、橋	5
その他のもの	排水シート(ため池堤体)	8
緑化施設及び庭園		
その他の緑化施設及び庭園(工事緑化施設に含まれるものを除く。)	防風林	20
舗装道路及び舗装路面		
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	コンクリート舗装、砂利舗装	15
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	アスファルト舗装	10
前掲のもの以外のもの		
金属造のもの		
送配管		
鉄製のもの	鉄管(水路)	30
鋼鉄製のもの	鋼管(水路)	15
合成樹脂のもの	塩ビ管、合成樹脂管(水路)	10
車両及び運搬具		
前掲のもの以外のもの		
その他のもの		
その他のもの	一輪車	4
工具		
治具及び取付工具	レンチ	3
切削工具	ディスクグラインダー、のこぎり	2
前掲のもの以外のもの		
主として金属製のもの	タガネ、ハンマー	8
その他のもの	スコップ(柄が木製)	4

具体例として記載がない施設や物品等については、市町村の担当窓口へお問合せください。

・多面的機能支払交付金により更新等をおこなった施設(財産)については、期間終了後においても事業計画認定時の条件や工事に関する確認書や農林畜水産業関係補助金等交付金規則別表(第5条関係)の耐用年数に基づき、所有者や管理者が適切に管理することになります。

・処分制限期間内に、施設を撤去すると、交付金の返還にあたる場合がありますので、事案がある場合には、事前に市町村にご相談ください。